

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局看護課

| | |
|------------------------------------|---|
| 事業名 | 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業 |
| 政策体系上の位置付け | <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p> |
| 事業の概要 | <p>都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図るものである。</p> |
| 施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div data-bbox="370 1106 1388 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約43.3%の潜在看護師が医療機関等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があったものとする。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div data-bbox="386 1482 1404 1608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>必要な養成期間を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない看護師に対して復職研修及び再就業支援を行うことは、看護師の育成・強化を効率的な取組であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>政策結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:78百万円)</p> |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| | | | | | |
|--|---------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 就業看護職員数 (前年度以上/毎年度) | 797,233 | 822,913 【103,2%】 | 848,185 【103,1%】 | 882,819 【104,1%】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。 | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 事業の実施都道府県数 (前年度以上/毎年度) | - | - | 3 | 6 【200%】 | 6 【100%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。 | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|------------|--|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 第170回国会 麻生内閣総理大臣所信表明演説 | 平成20年9月 | 「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足(中略)。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」 |
| | 経済財政改革の基本方針2009 | 平成21年6月23日 | 「看護師の専門性を高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲の拡大と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する」 |